○財務省告示第七十九号

印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

別表独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表独立行政法人大学入試センターの項の次に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）

○財務省告示第八十号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百六号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

別表独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表独立行政法人大学入試センターの項の次に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）

○財務省告示第八十一号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件（平成十三年三月財務省告示第五十七号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

別表独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表独立行政法人大学入試センターの項の次に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）

○財務省告示第八十二号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百五号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

別表独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表独立行政法人大学入試センターの項の次に次のように加える。

独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）

○財務省告示第八十三号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第二条第二項の規定に基づき、健康保険印紙の形式を定める等の件（平成二十四年財務省告示第九十二号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

第一号を次のように改める。

改正後	改正前
一　介護保険第二号被保険者である健康保険法第三条第二項の規定による被保険者 第一級健康保険印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 模様　橙色 料額・等級・介護文字　暗い青緑色	一　介護保険第二号被保険者である健康保険法第三条第二項の規定による被保険者 第一級健康保険印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 模様　橙色 料額・等級・介護文字　暗い青緑色
第二級健康保険印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 模様　暗い黄薄橙色 料額・等級・介護文字　暗い青緑色	第二級健康保険印紙  寸法　縦　二十五・五ミリメートル 横　二十一・五ミリメートル 模様　暗い黄薄橙色 料額・等級・介護文字　暗い青緑色